

青森県報

第二百六十八号

令和三年
二月八日
(月曜日)

目次

告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……一
 - 土地収用法による事業の認定……………(監理課) ……一
 - 都市計画の変更……………(都市計画課) ……三
 - 右 同……………(同) ……三
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
 - 漁船損害等補償法による加入区の指定の変更……………(西北地域県民局) ……三
 - 漁船損害等補償法による加入区の指定の廃止……………(同) ……四
 - 漁船保険付保義務の消滅……………(同) ……四
- 公 告
- 都市計画区域の変更……………(都市計画課) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域県民局) ……四
 - 土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……五
- 正 誤
- 平成十七年六月十七日定例告示中……………(河川砂防課) ……五

告

示

青森県告示第七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
いちい薬局鯉ヶ沢病院店	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇六の一〇	令和三年二月八日

青森県告示第七十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
階上町
- 二 事業の種類
ハートフルプラザ・はしかみ敷地保全事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平地内
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認め

られるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平地内に設置されている「ハートフルプラザ・はしかみ（以下「本件施設」という。）」の敷地を保全する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業に必要な予算が、町議会において議決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断されることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

本件施設は、昭和五十九年に老人の各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に老人福祉センターとして設置され、平成四年に農村環境改善センターを併設してオープンした施設である。

階上町の六十五歳以上の高齢者は、五年前と比べて十パーセント以上増加し、高齢者人口の割合も三十パーセントを超えるなど、年々増加している中で、昨年度の本件施設の利用者数は約二・八万人、利用回数も約千三百回程度で安定的に推移しており、町民の福祉サービスに関するニーズは高い状況である。

本件施設は、高齢者を対象とした福祉サービスの実施のほか、成人式や町民文化祭などの催事、文化協会や婦人会等の社会教育団体の総会や研修会、各種コミュニティ活動などで幅広い年代の町民に利用されており、町民の福祉の増進、文化の向上及び活力ある地域コミュニティの醸成に大きく寄与している。

さらに、本件施設は町の中心部に位置しており、多数数を収容する能力や太陽光発電設備等を備えた施設であることから、「階上町地域防災計画」において、指定避難所に指定されており、防災対策の面でも必要不可欠な施設である。

しかしながら、本件事業地については、長期の借地契約により施設を設置しているため、土地所有者の高齢化及び将来的な相続の発生などの借地契約の更

新に係る用地リスクが高まっている状況である。

今後、高齢化が進展し、多様化する町民のニーズがさらに高まることが見込まれることから、本件施設の安定的かつ継続的な利用を可能とするため、本件事業地を取得する公益上の必要性は非常に大きいものと認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、施工を必要としないうえ、本件事業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

本件事業地は、階上町役場及び階上町商工会の裏側にあり、隣接して階上町体育館が整備されているなど、階上町の公共施設が集積された地区に位置し、社会的な利便性に優れている。

仮に、本件事業地周辺に新たな土地を取得し、同様の施設を設置する場合、用地費に加えて造成費や建設費等の多額の工事費が必要となり、経済性が劣るため、本件事業地が合理的な起業地であると判断される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、階上町の高齢者は年々増加している中で、町民の福祉サービスに関するニーズは高い状況であることから、本件施設の安定的かつ継続的な利用を可能とする必要があり、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本件施設は指定避難所に指定されており、防災対策の面でも必要不可欠な施設であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

本件事業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的

利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
階上町役場総務課

青森県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画道路及び上北都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。
なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び東北町企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第七十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行根城支店 八戸ニュータウン出張所	八戸市売市三丁目	を
株式会社みちのく銀行根城支店 八戸ニュータウン出張所	八戸市売市三丁目	に、
株式会社みちのく銀行軽米支店	八戸市売市三丁目	を
株式会社みちのく銀行南部支店	三戸郡三戸町大字川守田	を
株式会社みちのく銀行南部支店	三戸郡三戸町大字川守田	に改め、
株式会社みちのく銀行二戸支店	三戸郡三戸町大字川守田	を削る。
株式会社みちのく銀行二戸支店	岩手県二戸市福岡 岩手県九戸郡軽米町大字軽 米第八地割	を削る。

青森県告示第七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第三項の規定によ

り、昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号をもって指定した加入区について、次のとおりその指定を変更するので、同条第六項の規定により告示する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

昭和三十六年二月二十一日青森県告示第百十号の一部を次のとおり改正する。
表中

鰺ヶ沢	西津軽郡鰺ヶ沢町、大字田中町、大字七ツ石町、大字本町、大字浜町、大字新町、大字釣町、大字漁師町、大字新地町、大字淀町、大字富根町、大字舞戸町および西津軽郡木造町大字出来島の全区域
鰺ヶ沢町	西津軽郡鰺ヶ沢町及びつがる市木造出来島の区域

を
に改める。

青森県告示第八十号

昭和四十九年九月十七日青森県告示第六百三十三号（漁船損害等補償法による加入区の指定）は、廃止する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、令和三年二月八日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	赤石水産
------------	------

公 告

都市計画区域の変更

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、東北都市計画区域及び上北都市計画区域を次のとおり変更するので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公告する。

令和三年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画区域の名称

東北都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

なし

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、坪土地改良区の定款の変更を令和三年一月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年二月八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、十和田土地改良区の赤沼頭首工管理規程を令和三年一月二十七日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年二月八日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

管理規程の概要

- 一 放流及び取水に関する事項
頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年四月一日から九月十五日までのかんがい期間にあつては、頭首工から受益地に必要なかんがい用水を放流するものとする。
- 二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項
頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

れらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体勢をとり、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に關し必要な措置をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に關し必要な事項

頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

正 誤

河 川 砂 防 課

平成二七・六・七 第二四九一号	発行年月日	平成二七・六・七 第二四九一号	発行番号
告示	区分	告示	区分
第五二三号	番 号	第五二三号	番 号
五	ページ	四	ページ
上	段	上	段
表中	行	表中	行
左岸 青森市大字新城字山田一 一五番地一〇番地五地先 右岸 青森市大字新城字平岡一 一〇番地五地先	誤	左岸 青森市大字新城字山田一 一五番地一〇番地五地先 右岸 青森市大字新城字平岡三 〇番地一〇番地五地先	正
左岸 青森市大畑町袋石四番地 一〇番地五地先 右岸 青森市大畑町赤坂十九番 地一〇番地五地先の小目名橋下 流端		左岸 青森市大畑町小目名家ノ 下地先の小目名橋下流端 右岸 青森市大畑町赤坂地先の 小目名橋下流端	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円